

○ 交番相談員運営要領の制定について（例規）

（令和3年3月12日付け香地域第19号）

交番相談員の運用については、「交番相談員運営要領の制定について」（令和2年3月24日付け例規香地域第33号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、耐刃防護衣を常時装着することとすることに伴い、交番相談員が着用する制服を一部見直すこととしたため、新たに別添のとおり「交番相談員運営要領」を定め、令和3年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規は、令和3年3月31日をもって廃止する。

別添

## 交番相談員運営要領

### 1 趣旨

この要領は、交番相談員の運用について、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）、香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号。以下「規程」という。）及び香川県警察の地域警察の運営に関する訓令（平成13年香川県警察本部訓令第29号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 交番相談員の責務

交番相談員は、規則第30条に規定する交番相談活動を通じて、自らの知識及び経験を活かすことにより、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するよう努め、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

### 3 交番相談員の任免の方法

交番相談員の任免は、本部長の辞令書の交付により行う。

### 4 交番相談員の活動

交番相談員は、規程第64条及び訓令第64条に定める交番相談活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

### 5 勤務時間及び場所

(1) 署長は、交番相談員の勤務時間について、1週間当たり29時間となるよう、次の表に掲げる勤務種別の甲から丁までを用いて勤務日ごとに定めるものとする。この場合において、4週間ごとの期間につき20日（116時間）勤務することとなるよう勤務時間を割り振るものとし、当該20日の勤務のうち乙又は丙の勤務をおおむね4回以上割り振るものとする。

勤務区分	勤務種別	勤務時間		休憩時間	
週29時間 (4週20日) 勤務	甲	午前10時から 午後4時45分まで	6時間	午後0時15分から 午後1時まで	45分
	乙	午前7時30分から 午後2時15分まで	6時間	午前11時15分から 午後0時まで	45分
	丙	午後0時45分から 午後7時まで	6時間	午後3時45分から 午後4時まで	15分
	丁	午前10時から 午後3時45分まで	5時間	午後0時15分から 午後1時まで	45分

(2) 交番相談員の勤務場所は、規程第65条第1項の規定により、署長が指定する交番とする。ただし、署長が必要と認めたときは、指定した交番以外の交番又は駐在所において勤務を行わせることができる

### 6 活動上の留意事項

(1) 基本的留意事項について

交番相談員は、活動を行うに当たっては、規程第66条に定めるもののほか、次の事項に留意しなければならない。

ア 交番相談員の職の信用を傷つけ、又は警察職員全体の不名誉となる行為をしないこと。

イ 勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いること。

ウ 受傷事故の防止を図るため、勤務場所の整理整頓等に努めるとともに、来訪者には親切丁寧に対応しつつも、常にその挙動に注意を払うこと。

エ 活動中に取り扱った事案は、地域警察官に確実に引き継ぐこと。

オ 各種届出を受理する際に関係書類に職名を記載する必要がある場合は、交番相談員と記載すること。

(2) 被害届の代書及び預かりについて

交番相談員は、捜査権限を有しないから、供述の真実性を吟味しつつ発問するといった取調べにわたる行為及び取調べの結果得た供述を要約して録取するといった供述録取書の作成にわたる行為を行うことはできず、また、捜査の端緒となる被害届の受理行為を行うこともできない。したがって、交番相談員による被害届の取扱いに当たっては、交番相談員が取り扱った被害届に係る事件の被疑者が起訴され、公判になった場合に捜査権限を有しない者が捜査行為を行ったとして、当該被害届の証拠能力、証明力が否定されるようなことが生じないようにする必要があることから、次のとおり運用するものとする。

ア 交番相談員による被害届の代書及び預かりを認める罪種を、自転車盗及びオートバイ盗に限定するものとする。

イ 警察官が交番において被害者に対応できる場合は、警察官が対応するものとする。

ウ まずは被害者本人に作成するように求め、それでも代書を依頼する場合に限り代書するものとする。そのために被害届の書式については、「捜査書類等の様式例について」（平成12年12月28日付け例規香捜一第670号）に定める乗り物盗専用被害届の様式を用いるものとする。

エ 警察官が被害者から事情聴取等の捜査活動を行うため、早い時期に被害者に接触する必要がある場合及び既に被疑者が判明している場合には、当初から警察官が取り扱うものとする。

オ 交番相談員が被害届を代書し、又は預かる場合は、被害者に対し、捜査権限を有しない交番相談員の代書であること、又は捜査機関による受理ではなく単に「預かり」であるということを理解させた上で行うものとする。

カ 代書に当たっては、被害者が述べるところを筆記するにとどめ、その内容を明確にするために必要な範囲を超えて、実質的な取調べや供述録取書の作成にわたることのないようにするものとする。

キ 被害届の書面上、交番相談員が代書したことを明らかにするため被害届の奥書の署名については、

〇〇警察署 〇〇交番 交番相談員 〇〇〇〇 印

と記載するものとする。

ク 交番相談員が被害届を預かった場合は、遅滞なく警察官に引き継ぎ、警察官においてこれを受理するものとする。

この場合において、受理した警察官は、被害届の欄外に受理の時間、所属、司法警察員・司法巡査の別、階級、氏名を記載し押印するものとする。

(3) 物件事務報告書の作成補助について

交番相談員が行うことができる物件事務報告書の作成補助業務は、警察官が当事者から必要な事情聴取及び事実確認を行い、物件事務報告書を作成すれば足りると判断した物件事務について、当該報告書の作成業務を補助する業務に限定したものであり、実施に当たっては、警察官の適切な関与の下、交番相談員に当該業務を行わせるものとする。

ア 交番に警察官が在所している場合

(ア) 交番相談員は、申出を受けた事案を警察官に引き継ぐものとする。

(イ) 警察官は、当事者から必要な事情聴取及び事実確認を行い、当該事案が現場見分を省略することができるものであり、かつ、「違反なし」の処理区分に該当する場合には、交番相談員に対し、物件事務報告書の作成を補助するよう指示することができるものとする。

(ウ) 交番相談員は、警察官の指示を受け、警察官が聴取した内容に基づいて、物件事務報告書に必要事項を記入し、その作成を補助するものとする。この場合において、交番相談員は物件事務報告書の右下欄外に

作成補助者 交番相談員 〇〇〇〇 印

と記載するものとする。

なお、交番相談員による物件事務報告書の作成補助業務等の流れについては、別紙のとおりである。

イ 交番に警察官が不在の場合

交番相談員は、警察官が不在のため申出を受けた事案を警察官に引き継ぐことができない場合は、近くの警察署に出頭を教示する、警察官を交番に呼び戻すなどして、当該事案を警察官に引き継ぐものとする。

なお、交番において警察官に引き継いだ後は、前記アの要領で処理するものとする。

(4) 通学路等における子どもの見守り等の活動について

交番相談員に交番の施設を離れて活動させることができるのは、交番相談員が同一の交番に2人以上勤務している場合であって、かつ、交番を訪れる地域住民等に対応

することができる交番相談員が少なくとも1人は交番の施設内にいる場合に限るものとする。

## 7 制服等

(1) 規程第67条の規定により定める制服及び交番相談員が着用する耐刃防護衣は、次の表のとおりとする。

制 服	上 衣	白色のワイシャツ又はポロシャツとする。
	ズボン	警察官の制服用ズボンをリサイクルしたものとする。
	帽 子	1 紺色の野球帽とする。 2 規程別図第3の標章に準じた標章（交番相談員の姓の表示のないもの。以下「エンブレム」という。）を装着する。
	防寒服	1 警察官用の防寒服をリサイクルしたものとする。 2 右袖上腕部袖章部分にエンブレムを、左胸ポケット上部階級章部分に「香川県警察」名の入った標章を装着する。
	靴	黒色の短靴とする。
耐刃防護衣		1 色は、緑色とする。 2 右胸部分に「香川県警察交番相談員」名の入った標章を、左胸部分に規程別図第3の標章を装着する。
備考 交番相談員は、必要がある場合には、黒色又は紺色のジャケット又はブレザーを着用することができる。		

(2) 交番相談員が活動に従事するときは、制服及び耐刃防護衣を着用し、並びに香川県警察職員の証に関する訓令(平成9年香川県警察本部訓令第15号)に定める香川県警察職員の証を携帯するものとする。

(3) 交番相談員は、傷病等の理由により、耐刃防護衣の常時着装が困難な場合には、別記様式の耐刃防護衣常時着装免除申請書（交番相談員用）により、署長にその免除を申請するものとする。この場合において、免除を申請する理由が傷病の場合は、原則として医師の診断書を添付するものとする。

免除の申請を受けた署長は、本部生活安全部地域課長に報告の上、当該交番相談員に対し、耐刃防護衣の常時着装を免除することができる。

## 8 指揮監督

署長は、交番相談員に対する職務上の指揮監督、指導教養等を地域官、地域課長、地域課長代理又は交番所長を通じて行うものとする。

## 9 指導教養

各所属の地域警察官幹部等は、交番相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類作成要領及び各種活動時の受傷事故防止に係る指導教養及び訓練を徹底し、運用に誤りのないようすること。

## 10 報告

交番相談員の活動に係る報告は、訓令第63条に定めるところにより行うものとする。

(別紙及び別記様式 省略)